

大通達甲（地域）第9号  
大通達甲（捜一）第14号  
大通達甲（交企）第4号  
大通達甲（備一）第7号  
平成22年8月13日

簿冊名	本部	例規（1年）	
	学校・署	例	規
保存期間	本部	1	年
	学校・署	常	用

本部各課・所・隊長  
警察学校長 殿  
各警察署長

生活安全部長  
刑事部長  
交通部長  
警備部長

無線自動車の緊急走行時における組織的な対応の徹底について（通達）

無線自動車の緊急走行時の交通事故防止対策については、これまでも各種教養等を通じて指示等を行ってきたところであるが、交通事故はいまだに発生している。その要因として、緊急走行時における厳格な組織的対応がなされていないことが挙げられることから、今後は、下記の事項に留意し、交通事故防止に配慮した組織的な対応の徹底を図ることにより、交通事故の絶無に万全を期されたい。

## 記

### 1 緊急走行の意義

緊急走行とは、警察の責務を遂行するため、急訴事案の現場臨場、容疑車両等の追跡等を行う場合において、警察車両（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。）第13条第1項第1号の7に規定する警察用自動車に限る。）が、同施行令第14条に規定する緊急自動車の要件を満たし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条に規定する緊急自動車として走行することをいう。

### 2 緊急走行開始時の報告及び通信指令室への速報

#### (1) 緊急走行開始時の報告

緊急走行は、原則として、警察通信指令に関する規程（平成2年大分県警察本部訓令第9号）第24条第3項の規定により、警察本部の無線自動車が行う場合にあつては生活安全部地域課通信指令室長（以下「通信指令室長」という。）による急行の指示を、警察署の無線自動車が行う場合にあつては通信指令室長又は警察署通信室長（以下「署通信室長」という。）による急行の指示を、それぞれ受けて開始することとされている。

よって、無線自動車の緊急走行の開始時においては、事前の通信指令室長又は署通信室長への事案概要等の報告を徹底すること。

## (2) 通信指令室への速報

警察署通信室（以下「署通信室」という。）から所属の無線自動車に対して、急行の指示をする場合は、事前に生活安全部地域課通信指令室（以下「通信指令室」という。）に対して、当該指示に係る事案の概要等及び当該指示をする旨を速報すること。ただし、事案の緊急対応の必要性等により、通信指令室に対する事前の速報をするいとまがない場合は、当該指示後、直ちに報告すること。

## 3 通信指令室勤務員等の責務

通信指令室及び署通信室（以下「通信指令室等」という。）の勤務員は、通信指令室長又は署通信室長による急行の指示を認知した場合は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

### (1) 急行状況等の把握

急行に係る事案の内容及び対応状況並びに急行車両の現在地、進行方向、交通環境、交通状況、追跡速度等の把握に常に努めること。

### (2) 急行車両に対する具体的な指示

ア 赤色灯点灯及びサイレン吹鳴の履行を確実に指示すること。

イ 通信指令室又は署通信室への逐次状況報告を指示すること。

ウ 定型的な事故防止指示ではなく、事案の軽重、道路環境、交通状況、追跡速度等によつて的確に判断し、その状況に応じた交通事故防止及び受傷事故防止の措置について具体的に指示すること。

### (3) 支援態勢の確立

急行車両及びその周辺車両の現在地を常に把握し、逃走予測先等への手配、よう撃検問員の配置等、その管轄区域にとらわれずに組織的支援態勢を整えること。

### (4) 急行継続・中止の早期判断

事案に係る対応の進展状況を常に把握するとともに、追跡時には、対象車両の特徴把握及び運転手等の割出しに努め、通信指令室長又は署通信室長が急行の継続の必要性がないと認めた場合は、速やかに急行中止の指示を行い、事後捜査への移行に努めること。

## 4 急行車両乗務員の責務

急行車両の乗務員は、急行開始から中止の指示を受けるまでは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

### (1) 通信指令室等への報告

通信指令室等からの指示を遵守するとともに、急行に係る事案の内容等を適宜報告すること。

### (2) 採証活動の徹底

逃走車両の追跡時には、事後捜査への移行を考慮し、常に車両のナンバーの写真撮影等の採証活動に努めること。

## 5 通信指令室との連携

急行を継続している間は、他の業務に優先して常に関係所属と通信指令室とが情報の共有を図るとともに、急行に係る事案の解決又は事後捜査へ向けた対応に努め、早期に急行の収束に向けた対策を講じなければならない。

(地域課指令係)